ス改訂の問題と関連して，しばしば政治問題となっている。現在まで提起されている国鉄職員の給与の出し方について，つぎのような主張がある (1) CPS(消費者価格調査)に根拠を求めようとするもの（昭和24・8国鉄労働組合賃金改訂要求書） (2) 私鉄賃金との比較に根拠を求めようとするもの（昭和24・10調停委員会調停案） (3) 国鉄職員の過去の実質賃金を回復させようとするもの(昭和24・12仲裁委員会仲裁裁定書，昭和29・11調停委員会あっ旋案) (4) 物価の値上り分はカバーすべきものとしてCPI（消費者物価指数）に根拠を求めようとするもの(昭和25・3仲裁委員会仲裁裁定書) (5) 毎月勤労統計によって，少なくとも一般に賃上げされた程度はこれを国鉄職員にもおよぼすべきだとするもの（昭和26・6調停委員会調停案） (6) 国鉄職員の労働生産性の向上に根拠を求めようとするもの（昭和28・3国鉄労働組合賃金改訂要求書)。(星野守之助)

きゅうりんせん　宮林線　宮崎県宮崎市から鹿児島県姶良郡吉松に至る国鉄自動車路線であって，所管する自動車営業所は宮崎県宮崎市(宮崎)にある。

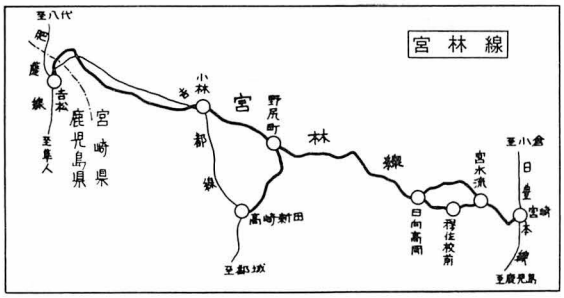

1　区間およびキロ程

宮崎・吉松	89km
宮水流・穆佐校前・日向高岡	7
野尻町・高崎新田	16

2　沿　　革

宮崎・小林	昭 9・10・1開業
宮水流・穆佐校前・日向高岡	昭27・6・1
野尻町・高崎新田	昭29・1・15
小林・吉松	昭29・4・1

3　営業範囲　旅客・手小荷物および貨物の取扱をしている。

4　使　　命　宮崎・小林間は鉄道敷設法の予定線に該当し，鉄道の代行路線であり，吉都線および日豊線を宮崎駅および小林駅で連絡する鉄道の短絡路線である。

5　特　　長　この路線は宮崎市と同県小林市とを結び，さらに吉松に通じ鹿児島・宮崎両線を結ぶ重要幹線であって，両県の産業の発展，資源の開発，交通文化に寄与するところはすこぶる大きい。霧島公園はこの沿線にある。(松沢信之)

きょうが　共架　所属の異なる2種以上の電線が1本の電柱に架設されること。(松下純二郎)

きょうぎかい　競技会　職員の職務上における技量の向上と，あわせて業務の改善に資するため，養成制度の一環として競技会の制度がある。

国鉄における競技会は総裁，支社または地方機関の長が開催するものであって，その成績の優良な職員または団体に対しては，賞状および賞品などを授与して，これを奨励しているのであるが，作業能率の増進に役立つところが少なくない。

競技会には出札，改札，貨物，小荷物，電信，電話，入換作業，機関車運転，車両修繕，軌条作業，建築作業，信号設備，工場作業，通信設備その他いろいろのものがあって，それぞれ年1回または数回開かれている。(軽米利親)

きょうきてつどう　狭軌鉄道　(英) narrow gauge railway

標準軌間(1,435mm)より狭い軌間を採用している鉄道を狭軌鉄道というのであって，日本，ノールウェイ，ギリシャ，南アメリカ，南北アフリカ等の1,067mmおよびインドシナ，ビルマ等の1,000mmはこれに属する。

狭軌鉄道は車の動揺や輸送力においては広軌鉄道に劣るが，急曲線を回り易いという利点もあり，建設費は少額ですむ。したがって山河の多い地方において，輸送量の余り多くない場合には狭軌鉄道が有利である。→軌間。広軌鉄道。(福田策次)

きょうきゃく　橋脚　(英) pier　橋げたが連続して架けられるとき，各けたをささえる脚のこと。古くは木柱または石材でつくられたが，現在は一般にコンクリートでつくられるのが普通である。特別な場合には鋼製のものが用いられる。たとえば，非常に高い橋脚で流水のない場合にはトレッスル(trestle・写真-1)が，市街の架道橋には鋼柱(steel post)が，乗越し橋にはラーメン鋼脚（写真-2）が用いられる。

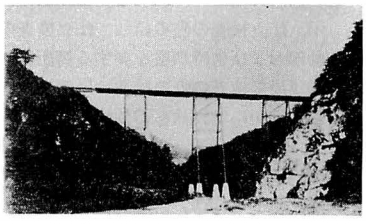
1. 橋　脚（トレッスル）

コンクリート造の橋脚は流水のないところには矩形(くけい)断面が用いられる。河川敷につくられる橋脚には円，楕円，小判型の断面が用いられ，20m以上の高い橋脚には中空の橋脚が用いられる。またラーメン構造とした2円柱式もある。

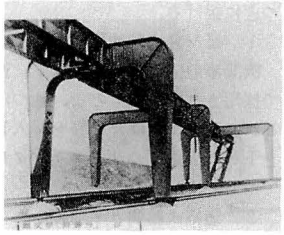
2. 橋　脚（ラーメン）

河川敷につくられる橋脚は，上部構造からの荷重をうけるばかりでなく，流水・流木等の圧力をうけるから，これに対応するため，水切りを付したり，流木よけを設備したりすることがある。(川口輝夫)

きょうさい　共載　車扱貨物は，1車2口の取扱をするものを除き，原則として貨車1車に1口しか積載できないが，つぎの範囲内にかぎり共載することができるようになっている。

つぎに掲げる貨物であって，荷送人および発駅が同じであるものは，国鉄の承諾を得て，その2口以上を1車に積載することができる。

1　容器を用いない家畜で順路2駅行のもの。

2　車扱貨物と着駅および荷受人を同じくする小口扱貨物。

(重森直樹)

きょうそくほどう　橋側歩道　(英) foot way　鉄道橋の片側，特別の場合には両側に歩道を設け鉄道作業員の通行，作業中列車の進行してきたときの待避に使用するもの。国鉄では橋側歩道に関してつぎのように規定している（ずい道およびきょうりょう待避所設置標準，昭和27年達第703号)。橋側歩道の幅は1mを基準とし建築限界の外側に70cmとるのが普通である。橋側歩道を設ける基準は図(次ページ)のとおりである。(菊池洋一)

きょうだい　橋台　(英) abutment　橋げたをささえるとともに，橋に連なる路盤からくる土圧をささえるもの。橋台は普通コンクリートまたは鉄筋コンクリートでつくられる。古くは木